

要 望 書

全国市議会議長会は、令和 2 年度産業経済施策等に関する
要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国
会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望い
たします。

令和元年 11 月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 野 尻 哲 雄
(大分市議会議長)

全国市議会議長会産業経済委員会
委員長 佐 藤 洋
(桶川市議会議長)

目 次

1 地方創生・地方分権改革の推進及び 地方税財源の充実確保	1
2 頻発・激甚化する大規模災害等からの 復旧・復興対策及び防災・減災対策	6
3 農業振興対策	11
4 林業振興対策	14
5 水産業振興対策	16
6 農林水産業共通対策	18
7 食の安全及び消費者の信頼確保対策	21
8 中小企業振興対策等	23
9 資源・エネルギー対策	25
10 地域経済対策	28

1 地方創生・地方分権改革の推進及び 地方税財源の充実確保

我が国の急速な人口減少や少子高齢化が進む中、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり住みよい、活力ある地域社会を維持していくためには、地方創生の推進が不可欠である。

次期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、地方創生に係る事業の円滑な実施のために必要な財源を継続的に確保するとともに、交通ネットワークなど社会基盤の整備を推進し、地域間格差を是正する方針が明確に示されることが重要である。

地方自治体は、地方創生に加え、福祉・医療サービスの充実や地域の防災・減災対策をはじめ、複雑多様化する行政課題への対応に迫られ、財政需要は増加の一途にある。今後とも地域の実情に応じた行政サービスを安定的に提供するためには、地方分権改革の更なる推進と、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、地方創生・地方分権改革の推進及び地方税財源の充実確保に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方創生の推進について

- (1) 次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たっては、現行の地方創生推進交付金事業や地方創生拠点整備交付金事業な

どの枠組みにとどまることなく、これら事業の効果を高めるために必要な交通基盤の強化など社会資本の整備についても適切に位置付けること。

- (2) 未来技術（A I、I o T、ロボット技術等）の導入・普及によるS o c i e t y 5 . 0 時代の社会経済の変化を見据え、各地域の事業・ビジネス、生活・学び、社会基盤・空間において期待される具体的変容イメージと実現までのプロセスを明示すること。

とりわけ、生活・雇用環境等に大きな影響力を持つA I（人工知能活用）については、次期総合戦略において、その有効かつ安全な利用に向け、人間中心のA I社会原則の視点を明確に盛り込むこと。

また、スーパーシティ構想の推進において、地方自治体から提案された規制緩和等の提言については、その実現に向けて積極的に取り組むこと。

- (3) 地方自治体が計画的に社会インフラの老朽化対策に取り組めるよう、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金及び公共施設等適正管理推進事業債等の所要額をはじめ十分な財源を確保すること。

また、将来にわたる老朽化対策の全体像を事業費や財源を含めて明確にし、総合的・計画的に対策の推進を図ること。

- (4) まち・ひと・しごと創生事業費を拡充・継続すること。また、算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村について考慮すること。

- (5) 地方創生推進交付金については、長期にわたる継続的なものとし、総額の確保を図るとともに、自由度の高い、より使い勝手のよいものとすること。また、事業申請に係る手續を簡素化し、速やかに交付決定すること。
- (6) 地方創生拠点整備交付金や地方大学・地域産業創生交付金等については、地方の意見等を十分踏まえ、弾力的な運用と積極的な採用を図ること。

2 地方分権改革の推進について

- (1) 提案募集方式により、今後も、地方からの提案の実現に向けて積極的に検討・採用を行うとともに、「従うべき基準」の廃止又は参酌化を含めた更なる義務付け・枠付けの見直し及び国から地方への更なる事務・権限の移譲を行うこと。
なお、事務・権限の移譲等に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の課題については、地方の自主性・主体性を十分踏まえ、対応すること。
- (2) 地方自治体において、提案募集方式が一層積極的に活用されるよう、政府の情報発信と、提案に資する職員研修の充実を図ること。
- (3) 議会の自主性・自律性をより高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるよう、地方議会の活動を制約している法令上の諸規定の更なる見直しを図ること。

3 令和2年度税制改正について

(1) 地方財政の財源が大幅に不足している現状に鑑み、今後もきめ細かな行政サービスを安定的に提供していくため、地方税制の拡充強化に努めること。

その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 法人事業税の収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献している。

については、原子力発電所をはじめとする大規模発電施設は多大な行政サービスを受益していること、現時点では競争環境が必ずしも十分に整っていないこと、都道府県の大幅な税収減となつた場合、市町村に交付される法人事業税交付金の減収につながること等を踏まえ、同制度を堅持すること。

(3) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の特有の行政需要に対応するとともに、特に、過疎地域や中山間地域の財政力の脆弱な市町村にとって貴重な税財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(4) 固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であることから、その安定的確保を図ること。また、償却資産に係る固定資産税については、現行制度を堅持すること。

(5) 令和2年9月30日までとされる自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減について、期間の延長は断じて行わないこと。

4 令和2年度地方財政対策について

- (1) 社会保障関係費の増大や地域の防災・減災対策、地域経済の振興など地域の活性化対策に的確に対応するため、地方税・地方交付税等の一般財源総額を充実確保すること。
その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、その発行を縮小すること。
- (2) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に發揮できるよう総額を確保すること。また、地方の財源不足の補填については、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。
- (3) 法人住民税法人税割の更なる交付税原資化及び特別法人事業税・譲与税の創設により生じる財源については、その全額を地方財政計画に計上するなど、実効性のある偏在是正措置とすること。
- (4) 地方自治体では不測の事態による税収減や災害等に備えて基金を積み立てており、今後も地方の基金残高の増加を理由とした地方交付税等の削減は行わないこと。
- (5) 公共施設等適正管理推進事業費については、個別施設の維持管理、更新等に係る取組が本格化することから、引き続き十分な財源を確保するとともに、市町村役場機能緊急保全事業など公共施設等適正管理推進事業期間を延長すること。

2 頻発・激甚化する大規模災害等からの 復旧・復興対策及び防災・減災対策等

本年9月の台風第15号、10月の台風第19号をはじめとする累次の台風災害、平成30年7月や令和元年8月の豪雨や土砂災害、大阪府北部を震源とする地震、北海道胆振東部地震等の自然災害が多発し、住民生活の安全・安心が脅かされる甚大な被害が発生したことから、防災・減災、国土強靭化の取組は喫緊の課題である。

こうした災害から、国民の生命、身体及び財産を守るために、ハード・ソフト両面からの様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務となっている。

よって、国においては、防災・減災対策の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 災害復旧・復興支援対策の充実強化について

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興対策に万全を期すため、災害復旧・復興事業に要する経費の地方負担に対する支援措置の充実強化を図ること。また、将来の災害に備え、原形復旧にとどまらず改良復旧を積極的に推進すること。
- (2) 被災者が早期に自立した生活を送ることができるよう、災害救助法に基づく支援及び被災者生活再建支援制度等の拡充を図ること。また、被災者支援については、災害救助法や被災者生

活再建支援法、国の補助金の活用など、趣旨の異なる支援制度が存在することから、被災者にとって分かりやすく、不公平感を招かない制度設計を行うこと。

- (3) 被災自治体においては、災害救助法や被災者生活支援に関する業務、災害復興計画の策定・実行に対する業務が増大するため、中長期的な人的・技術的支援措置を講じること。
- (4) 災害復旧事業（国庫補助対象分）においては、発災から3年間での予算執行が求められているが、近年の建設需要の増加により、入札不調となる例も多いため、予算執行期限の延長措置を講じること。
- (5) 災害復旧事業に関する国庫補助採択基準の緩和、手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、被災した事業所施設等についても補助対象とするなど、補助対象施設の拡大を図ること。
- (6) 広域災害では、地域によって被害状況や必要な復旧・復興対策が異なることから、発生後、被害の全容を可及的速やかに把握できる体制とシステムを確立すること。

2 各種災害からの避難対策の強化について

洪水や土砂崩れなど各種災害の危険度や避難場所、避難経路などを事前に正しく理解し、災害発生時においては適切に避難行動をとれるよう、ハザードマップの活用を含めた防災知識の普及と啓発の一層の強化を図ること。また、地方自治体による適時的確な避難勧告等の発令に資するため、災害予測システムなどの新技術の開発・導入に係る十分な財政支援措置を講じること。

3 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化について

- (1) 国土強靭化基本法、南海トラフ地震や首都直下地震等に係る特別措置法など災害関連諸法に基づく施策を着実に推進すること。特に、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の確実な実施を図ること。また、令和2年度までとされている3か年緊急対策後も、必要な予算を確保し、対策を講じること。
- (2) 地震、津波及び火山噴火による被害を最小限にするため、観測・監視体制の強化を図ること。
- (3) 地震による建築物の倒壊から国民の生命を守るため、建築物の耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。

4 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化について

- (1) 頻発・激甚化する台風や集中豪雨などによる被害を防止・軽減するため、ハード・ソフト対策を連携させた水害・土砂災害対策、山地災害対策等の推進及び気象観測体制の強化を図ること。
- (2) 浸水被害により発生した災害廃棄物については、被災市町村等が実施する災害等廃棄物処理事業の対象に半壊以下の家屋も加えるなど、制度の見直しを図ること。
- (3) 災害に伴って発生した漂流・漂着物や海底の堆積物の回収・処理については、国の費用負担により実施すること。
- (4) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保や地域除排雪体制の整備など各種雪害対策の充実強化を図ること。

5 防災・安全に資する社会资本整備事業への支援について

- (1) 緊急防災・減災事業債制度を恒久化するとともに、元利償還金に対する交付税措置の充実、対象事業の拡大を図ること。
- (2) 地方自治体が計画的に社会インフラ等の防災・減災対策、老朽化対策などの事業を執行できるよう、防災・安全交付金及び公共施設等適正管理推進事業債の所要額の確保など十分な財源を確保するとともに、期間の延長を図ること。
- (3) 社会インフラ等の老朽化対策について、ハード・ソフト両面からその全体像を財源調達方法や財源規模を含めて明確にし、自由度の高い交付金の創設など、総合的・計画的な対策の推進を図ること。
- (4) 激甚化する集中豪雨の発生頻度が高まっている近年の状況と、台風被害によって広域的に多数の堤防が決壊、河川が氾濫した事態に鑑み、治水計画や堤防の強度等に係る基準の検証・見直しを図ること。
- (5) 堤防等の治水に係る基盤整備を着実に推進するため、十分な財源措置を講じること。その際、地方に対する財政支援について、十分に配慮すること。
- (6) 大型で強い台風による暴風などに備え、送電・配電施設の強靭化、非常用電源対策の強化に事業者とともに国は取り組むこと。また、ライフラインの停止や復旧活動の状況、復旧見込み等の情報について、国、ライフライン事業者、地方自治体が共有し連携して対策が講じられるよう、対応策を検討するとともに、指定公共機関である事業者への指導に努めること。

6 消防防災体制の充実強化について

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

7 医療救護体制の充実強化について

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供するため、医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備、医療救護に係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

8 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化について

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、速やかに万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

3 農業振興対策

我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化の進行、耕作放棄地の増加、輸入農産物の増大など極めて厳しい現状にあるとともに、食料自給率は先進国中最低の水準となっている。

こうした中、農業地域の振興等により農業の持続的な発展を図り、我が国の農業を再生することで、食料供給機能を向上させることが喫緊の課題である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 農業農村整備事業関連予算の安定的確保について

将来にわたる農業・農村の持続的な発展を図るため、農業農村整備事業予算を長期的かつ安定的に確保すること。

2 経営所得安定対策の充実強化について

農業者の経営安定を図るため、経営所得安定対策について必要財源を確保するとともに、一層の拡充を図ること。

3 農村地域防災減災事業の推進について

(1) 農村地域の安全・安心の確保のための農村地域防災減災事業の推進を図ること。

- (2) 防災重点ため池の早期改修に要する財政措置とともに、補助率かさ上げ等の財政支援を拡充すること。

4 農業の持続的な発展に関する施策の推進について

- (1) 老朽化した農業用施設の早急な機能回復が急務となっている中、補修や更新等による施設の長寿命化対策を進めるため、多面的機能支払交付金等の予算を十分に確保すること。
- (2) 農業生産条件の不利な農山村の振興・活性化を図るため、中山間地域等直接支払制度を一層充実すること。
- (3) 農業に重要な役割を占めている女性・高齢者の能力を十分發揮できる環境整備を促進すること。
- (4) 耕作放棄地や荒廃農地の発生防止・解消に資する施策を積極的に推進するとともに、担い手への農地の集積・集約化の促進と生活基盤の効率的な整備の推進を図ること。

5 食料自給率向上、国産農産物の消費拡大に資する施策の推進について

- (1) 水田を最大限に有効活用した米粉・飼料用米、麦、大豆等の作付拡大支援など食料自給率向上施策に関し、十分な財源を確保すること。
- (2) 「日本型食生活」の維持、食料自給率向上等のため、外国への輸出を含む米の消費拡大に資する施策を積極的に推進すること。
- (3) 学校や病院、高齢者施設など公共施設で供される給食等において、地域の農産物の積極的な利用を促す施策を展開すること。

6 畜産・酪農等の経営安定対策の充実強化について

- (1) 畜産業振興策の強化及び畜産農家の保護・育成並びに所得の向上に資する施策を充実すること。

また、畜産・酪農経営の安定と発展に資するため、畜産・酪農経営安定対策の充実強化を図ること。

- (2) 豚コレラをはじめ、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の家畜伝染病の侵入・まん延を防止するため、防疫・危機管理体制を強化するとともに、被害を受けた畜産農家等に対し、無利子、保証料なしの融資制度を創設するなど、経営支援策を充実すること。あわせて、風評被害の防止に万全の措置を講じること。

4 林業振興対策

我が国の林業は、木材価格の低迷やコストの増大等による採算性の悪化、林業従事者の減少等による維持・管理が困難な森林の増加により、極めて厳しい状況に置かれている。

また、森林の荒廃等が進む中において、集中豪雨など自然災害により市民の生命・財産が失われる事態が生じている。

森林は、国土の保全、水源のかん養、林産物の生産はもとより、地球温暖化防止効果など多面的機能を持った重要な資産であり、その機能を持続的に発揮させるためには、林業の健全な発展を図ることが不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 林業発展のための施策について

- (1) 森林・林業基本計画に掲げる施策の具体化を図るため、必要な予算の確保を図ること。
- (2) 森林が有する多面的機能の維持管理に対する支援、林産物の供給体制等の支援、木材利用の促進、その他林業振興のための施策を推進すること。

2 森林経営管理法の円滑な施行に係る支援について

森林経営管理制度に係る市町村の体制強化に向け、林務担当者の育成・確保を図る仕組みを確立するとともに、森林所有者の確定・境界の明確化などを図ること。

3 森林整備の拡充について

条件不利地域など適正な整備が進まない森林については、水源林造成事業等により、積極的な整備の拡充を図ること。

4 森林整備による防災・減災対策の推進について

災害に強い国土を形成するために治山事業及び森林整備事業を更に強力に推進すること。

5 水産業振興対策

我が国の水産業は、漁場環境や資源状況の悪化による漁獲量の減少、担い手の不足、国民の魚離れの進行などにより、極めて厳しい状況にある。

このような状況の下で、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図るためには、水産施策のより一層の推進が不可欠である。よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 漁業者に対する経営支援策等の強化について

- (1) 水産物の安定的な確保に必要な漁船漁業の維持・発展のため、漁業者に対する融資・信用保証などの経営支援策を強化するとともに、新規漁船建造の際の支援制度を拡充すること。
- (2) 安全かつ安定した水産物供給及び国内水産物の競争力を強化し、輸出を推進するため、高度衛生管理に対応した施設整備が図られるよう、十分な水産基盤整備予算を確保すること。また、施設整備にあわせて必要となる機器等の整備費用についても、十分な財政支援を講じること。

2 水産資源の維持等のための施策の推進について

- (1) 適切な魚種の維持と漁業経営の安定化を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者に対する支援である資源管理・漁業

収入安定対策等の拡充強化を図ること。

- (2) 沿岸漁業の振興及び小規模漁業者の所得向上に資する施策の充実に努めるとともに、資源管理型漁業の推進、種苗放流等の支援策の充実等による栽培漁業の振興を図りながら、水産業振興のための支援策を強化すること。

3 海洋ごみ対策について

海洋プラスチックを含む海洋ごみ対策に、国際的な関心が高まっている中、海洋生態系の保全や水産業の振興等に不可欠であることから、漁場機能の維持・回復等に向け、漁業者等が行う海洋ごみの回収・処理、水産都市の漂流・漂着・海洋ごみ対策に係る財政措置を拡充すること。あわせて、漁具の適正な使用・管理を漁業者に指導するとともに、漁具等のリサイクル技術の開発・普及を促進すること。

6 農林水産業共通対策

農林水産業は、食料の供給や、国土・自然環境の保全など、国民の生活に欠かせない重要な役割を担っている。

しかしながら、我が国の農林水産業は、従事者の減少等により生産活動が低下し、耕作放棄地や荒廃農地の増加、森林や漁場の荒廃等が進行している。

農林水産業の振興は、食料自給体制等の維持・向上に不可欠であるとともに、地域活性化の要でもあることから、その持続的かつ健全な発展を図るための課題の解決に向けた対策を講じることが必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 農林水産業の持続的な経営維持・発展対策について

(1) 農林水産業について、持続的な経営維持・発展のために担い手対策をはじめとした万全な対策を講じるとともに、地域の実情に即した施策の確立と十分な財源の確保を行うこと。

また、「食料・農業・農村基本計画」の見直しに当たっては、農村における多面的機能がより一層、發揮できるよう、「人」と「農地」に焦点を当てた農村の価値を高める政策など各種施策を充実させること。

- (2) 我が国の農林水産業が発展するためには、更なる輸出拡大が必要となっていることから、輸出拡大に向けた問題の解決に向け、関係省庁が一体となって取り組むこと。
- (3) 新たな市場や付加価値を創出し、農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、地域の農林水産物や資源を活用した、農山漁村における6次産業化や農商工連携への取組に対し、十分な予算を確保し、着実な実施を図ること。
- (4) 災害復旧事業（国庫補助対象分）においては、発災から3年間での予算執行が求められているが、施工業者の不足により、被害を受けた農地や林道、農林水産業共同利用施設等の復旧工事が進まない事例も発生しているため、予算執行期限の延長措置を講じること。

2 担い手の育成・確保について

農林水産業の持続的かつ健全な発展のため、担い手の育成・確保対策を推進すること。

3 野生鳥獣等による農林水産物被害防止対策の充実強化について

- (1) 野生鳥獣による農林水産物被害を防止するため、鳥獣被害防止対策の一層の拡充を図るとともに、地方自治体が行う地域の実情に応じた鳥獣被害防止施策に対する財政支援を充実すること。

- (2) 鳥獣被害防止総合対策推進交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の継続と拡充、処理加工施設等の補助拡充など、鳥獣被害防止対策を強化すること。また、未利用部位の利用促進や供給用途の拡大を図り、ジビエ利用を推進すること。
- (3) 個体数管理、生息環境管理及び被害防止対策を一層推進し、安全かつ効率的・効果的な対策を講じること。
- (4) 漁業経営に深刻な影響を及ぼすトドや大型クラゲなど有害生物に対する漁業被害防止対策を強化すること。

4 原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制の緩和・撤廃について

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域政府による水産物や農産品等の輸入規制は、日本政府の働きかけにより緩和・撤廃されつつあるものの、輸入規制を継続して措置している国・地域もあることから、風評被害を防ぐとともに、被災地産品の海外輸出促進に向け、我が国産品の安全確保に対する措置の情報を各国・地域政府、報道機関、国民へ迅速かつ正確に提供するなど、規制の緩和・撤廃に向けた取組をより一層強化すること。

5 燃油、飼料、肥料等に関する価格と供給の安定対策について

農林水産業における生産に必要な資材（燃油、飼料、肥料等）について価格と供給の安定対策を一層強化すること。

7 食の安全及び消費者の信頼確保対策

食の安全確保は、国民の健康な生活の基礎をなす重要事項であるが、食の安全に対する国民の不安が広がっていることから、不正を見逃さない監視体制や安全管理・衛生管理体制の強化など、消費者の信頼を得るための取組がより一層求められている。

また、消費者を取り巻く環境は、高齢化の進行、高度情報社会の進展など大きく変化してきており、社会的弱者を狙った悪質商法や食品表示の偽装等による被害は跡を絶たず、消費者の安心・安全を確保するための施策の更なる推進が必要となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 食の安全性確保への取組について

食に対する消費者の信頼を確保するため、トレーサビリティシステム(生産履歴管理)、GAP(農業生産工程管理)、HACCP(危害要因分析・重要管理点)などの普及促進の支援を図ることにより、産地から食卓までの食の安全性を高めること。

2 輸入食材等の安全確保について

輸入食材等の安全性に関しては、一層の監視及び検査体制の充実強化を図るとともに、消費者・販売者等への情報提供を迅速かつ適切に行うこと。

3 消費者安心・安全確保対策の推進について

消費者の利益の擁護及び増進、消費者による自主的かつ合理的な商品及びサービスの選択の確保、消費生活に密接に関連する物資の表示など、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向け、必要な財政支援措置の更なる拡充を図ること。

8 中小企業振興対策等

現在の我が国経済は、長期にわたる回復を持続させており、GDPは名目・実質とも過去最大規模に達し、全国的に景況感が改善する中で、地域間のばらつきも小さくなっている。

しかしながら、中国経済の減速等を背景に輸出や生産が弱含んでおり、先行きに対する不安感も否めない。このような状況の下、地域に密着した中小企業の業績等の安定を図るためにには、中小企業施策のより一層の推進が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 中小企業への支援について

- (1) 金融セーフティネットの拡充を図るとともに、中小企業の資金繰りに支障を来たさないよう一層の対策を講じること。
- (2) 環境、健康、医療など新たな成長分野で事業に取り組む中小企業を支援するため、積極的な投資資金の提供をはじめとする経営支援強化など、中小企業の成長支援策を拡充すること。
- (3) 中小企業の廃業、廃業に伴う雇用の喪失は、地域経済の活力衰退を招くため、事業承継にとって大きな妨げとなっている経営者保証問題などの解消へ積極的に取り組むこと。

2 地域資源の活用促進について

- (1) 地域資源の活用や中小企業者と農林水産業者の連携による「ふるさと名物応援事業」等は、地域活性化の観点からも有効な施策であることから一層の拡充を図ること。
- (2) 地域団体商標制度(地域ブランド)の活用促進を図ること。

3 地域商業の振興について

活力ある地域コミュニティを担う商店街等の振興のため、地域・まちなか商業活性化支援事業などの拡充強化を図ること。

4 下請け中小企業の保護について

大企業・親事業者が下請け等の事業者へ、一方的に価格などについて、しわ寄せをすることがないよう、適切な措置を講じること。

9 資源・エネルギー対策

我が国のエネルギー政策は、東日本大震災に伴って発生した深刻な原子力災害を踏まえた上で、国民の安全・安心や環境の保全、我が国経済の持続的発展を前提とした、安定的な供給を第一に考える必要がある。

エネルギー資源に乏しい一方で、資源消費大国である我が国においてエネルギー供給上のリスクに対応していくためには、エネルギー利用効率の向上、エネルギー源の多様化・分散化などの取組が不可欠となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 原子力発電の安全確保等について

(1) 原子力発電の万全な安全確保のため、原子力技術者及び研究者の養成確保に努めること。

また、放射性廃棄物の環境負荷低減の研究開発を着実に進めること。

(2) 原子力事業者に対し、徹底した情報公開など指導・監督を強化すること。

2 再生可能エネルギー関連施策の推進について

- (1) 太陽光や風力、水力、バイオマス、地熱発電等の総合的な再生可能エネルギーの研究・開発に積極的に取り組むこと。
また、発電施設の設置・建設について支援措置の充実を図り、安全で安定的な電力供給対策を実施すること。
- (2) 農山漁村における再生可能エネルギーを利用した発電は、地元での使用はもとより、売電収益を地域発展に活用することも可能であることから、「循環資源活用支援事業」などによる支援策の拡充強化を図ること。
- (3) 電気の地産地消、地域内資源循環の実用を目指し、自治体主導で地域新電力会社を創設する事例が増えていることから、地域新電力会社が大手電力会社と共に存できるよう、制度の改善・充実を図ること。
- (4) 公共施設等における再生可能エネルギー発電施設の導入を促進する事業の充実強化を図ること。
- (5) 再生可能エネルギー発電施設建設に関し、住民への事前の事業説明や環境調査の実施について事業者に義務付けることを含め、地元住民の合意形成を担保するほか、無秩序な開発等については罰則規定を盛り込むなど一定の規制をかけるための法整備を早急に図ること。
- (6) 省エネルギー対策を実施する中小企業に対し、省エネルギー機器の購入など、省エネルギー設備投資への財政支援を強化すること。

3 エネルギー源の多様化について

炭層メタンガス採取や石炭地下ガス化等、石炭利用を図ること。

4 採石法の充実強化について

採石業者の登録、岩石の採取計画の認可等を規定する採石法について、採石業者に環境や自然生態系の保全に向けて更に厳密な採取計画の提出を義務付けるとともに、同法に違反した場合の罰則規定を新たに加えるなど、法整備を行うこと。

10 地域経済対策

我が国の景気は、輸出や生産の一部に弱さが続いているが、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復基調が続いている。ただし、米国と中国の通商問題が世界経済に与える影響など、景気の先行きに対する不透明感も見られる。

このような状況の下で、活力ある地域経済基盤を確立するためには、より一層の地域経済対策の推進が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地域経済の活性化のための経済対策の推進について

地域経済の活性化に十分配慮した、総合的かつ積極的な実効性のある経済対策を講じること。また、地方の中小企業等の生産性向上や国内外の販路開拓等に対する支援の充実を図ること。

2 TPP等関連施策の実施と予算措置について

- (1) 日EU・EPAやTPP11などの発効や日米貿易協定の署名に伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証し、「総合的なTPP等関連政策大綱」の必要な見直しを行うとともに、同大綱に基づき、万全な対策を講じること。
- (2) 今後の米国との貿易交渉において、公正な貿易慣行を通じて、貿易・投資が活発化し、我が国のもつくり企業の競争力強化、

雇用創出につながるよう、引き続き協議を行うこと。

- (3) 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に掲げる施策を、各地域の農林水産業・農山漁村の実情を踏まえながら着実に実施するとともに、十分な予算措置を講じること。